

京都市で住民登録をした外国市民のみなさまへ

国民健康保険に関する注意事項

加 入

- 京都市（日本国内）に住民登録した人は、国民健康保険への加入が原則です。ただし、日本国内の職場の健康保険に加入している人は除きます。

資格確認書

- 国民健康保険に加入した人には、資格確認書を渡します。医療機関にかかる際は、必ず持参してください。病院の窓口で支払う医療費が3割で済みます。
（留学生の団体予約で来所した方は、当日に資格確認書を発行するので、必ず受け取ってから帰宅してください。）

証の更新

- 資格確認書は、毎年11月に自動更新され、色が変わります。新しい証が自宅に郵便で届きますので、届いたら、古いものは処分してください。ただし、10月に加入届を出した人は、翌年11月まで有効な資格確認書を渡しますので、最初の11月での更新はありません。

保険料は、加入届の翌月（4月加入の場合は、翌々月）20日頃に届く納付書を使って、コンビニ・郵便局（近畿2府4県）・指定金融機関銀行で払ってください。（2025年9月1日からはスマホアプリによるキャッシュレス決済（PayPay, PayB, FamiPay, auPAY, d払い）がご利用いただけます）

保 険 料

- 保険料の金額は、前年の日本国内での所得（自国での収入は計算に含まれません）に応じて決まります。海外から転入により、初めて住民登録するなど、前年に国内での所得がない人の場合では、保険料は月額1600円程度です。アルバイト等により、日本で年間所得が43万円（給与収入であれば98万円）を超えると、次年度4月以降の保険料が所得に応じて段階的に高くなります。
- 毎年3月末頃、「所得申告書」が郵送で自宅に届くので、記入して返送してください。所得申告書の提出がないと、無収入であっても保険料が高くなってしまいます。